

2026年1月14日
株式会社トーエネックサービス

不適切事象の発生および再発防止策について

当社が請負った岐阜県内の電気工事において、当社作業員が負傷し休業したにもかかわらず、所轄の労働基準監督署に適正に報告していない事案が確認され、当社および当社社員が労働安全衛生法違反の疑いにより書類送検されました。

当社といたしましては、関係者の皆さんに多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げますとともに、本件を厳粛かつ真摯に受け止め、事実確認と原因究明を図り、再発防止の徹底に努めてまいります。

1. 本件の概要

2025年6月3日に岐阜県内の請負工事で発生した労働災害について、休業4日以上に該当したにもかかわらず、当社は被災者の労働者死傷病報告を所轄の労働基準監督署に提出していませんでした。

2. 再発防止対策

- ・トップメッセージの発信
- ・コンプライアンス、法令知識等の意識・知識教育強化
- ・労働災害報告の啓発活動

3. 関係者の処分

規程に則り、関係者について厳粛に対応いたします。

以上

【本件に関する問い合わせ】

株式会社トーエネックサービス 総務部総務グループ 別府・小島 (電話)052-957-6950